

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

B5サイズでコピーしてご使用ください

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
 4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

酒々井町長 宛 平成 年 月 日提出		住所(居所)又は所在地 〒		特別徴収義務者指定番号		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
フリガナ		氏名又は名称		整理番号		※市町村ごとに異なります	
代表者の職氏名印		代表者の職氏名印 (印)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課係	
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		氏名		電話	
給与所得者		給与所得者		異動の事由		(内線)	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	特別徴収税額(年税額)	(ア) 特別徴収税額(年税額) 円	(イ) 徴収済額 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
氏名	氏名 (旧姓)	円	円	円	円	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円
生年月日	昭和・平成 年 月 日	円	円	円	円	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須)	円
個人番号	個人番号	円	円	円	円	3. 普通徴収(理由)	控除社会保険料額 円
1月1日現在の住所	1月1日現在の住所	円	円	円	円	※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
給与の支払を受けなくなった後の住所	給与の支払を受けなくなった後の住所	円	円	円	円	1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例: 乙欄適用者)	
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等	
1. 異動が平成 年 12 月 31 日までで、申出があったため(月 日申出)		徴収予定日		徴収予定額		氏名	
2. 異動が平成 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)		円		続柄	
異動者印		円		円		住所	
		円		円		電話	
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書		新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号(※新規事業所の場合は記入不要です。)		課係		新しい勤務先では	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		氏名		月割額 円を	
フリガナ		氏名		氏名		月分から徴収し、納入します。	
氏名又は名称		電話		電話		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
代表者の職氏名印 (印)		(内線)		(内線)		納入書 要・不要	
						※市町村記入欄	

【提出先】 〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11 酒々井町役場 税務住民課